

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年6月26日
<b>【会社名】</b>	岩崎通信機株式会社
<b>【英訳名】</b>	IWATSU ELECTRIC CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 二村 裕 治
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役執行役員総務人事部長 大 工 原 博
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都杉並区久我山1丁目7番41号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長二村裕治及び最高財務責任者大工原博は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社7社並びに持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社14社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度実績及び当連結会計年度事業計画を基にして当期売上高(連結会社間取引消去後)を予測し、その金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高見込み額の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及びたな卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。なお、重要な事業拠点選定については、当期売上高実績により、選定した3事業拠点が基準を満たすことを確認している。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。この他にリスクが大きい取引、あるいは非定型・不規則な取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスの有無を検討したが、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加したものはない。

### 3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、重要な欠陥に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

#### 記

在外子会社である岩通マレーシア株式会社は当事業年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 実務対応報告第18号)に基づき国際財務報告基準(IFRS)に準拠して財務諸表を作成しているが、新基準適用に伴うリスクの正しい認識ができなかったために連結財務諸表作成における検証・承認手続の整備が不十分であった結果、現地通貨(リンギット)から機能通貨(USドル)への換算手続きにおける適用上の重要な誤りが独立監査人の指摘により発見されたため、当期連結財務諸表の修正を行った。

事業年度の末日までには是正されなかった理由は、上記の誤謬が固定資産の減損損失計上等、年度末に実施した会計処理に関連して未日以降に実施された監査の過程で発見されたためである。

一方、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の重要性は認識しており、翌事業年度においては、在外子会社における決算処理手順書の見直しや、本社からのモニタリング強化等、外部専門家等の活用も含め、適切な内部統制を整備・運用する方針である。

### 4 【付記事項】

該当事項なし。

### 5 【特記事項】

該当事項なし。